

茅野市立金沢小学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの問題への基本姿勢

1 いじめの問題への基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせる恐れがあることを認識し、いじめを許さない学校づくりを進めていかなければならない。この取り組みは、本校が目指す、児童が安心して生活し、学習に取り組める温かな居場所となる学校づくりにつながるものであると考えている。

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうることであり、全教職員が基本認識として確認し、また、児童の生命及び心身を守ることが最重要であるという認識にたって、いじめを受けた児童に寄り添い、保護者や地域、関係諸機関と連携して適切かつ迅速な対応によって積極的に解決を図り、再発防止に努める。

2 いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめを許さない学校づくりのために

（1）教職員の姿勢

- ①「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という意識を強くもち、いじめ防止等に関する学校の考えや取組等を保護者や地域へ発信する。
- ②すべての教職員が常に人権感覚を高める努力をし、様々な人権問題に対する認識や行動の向上を図る。教員自身の言動と対応が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、自らを振り返り、多様な子どもの価値観を理解するとともに、子どもの人権を尊重する。
- ③いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、いじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続的に児童の様子を見守る。
- ④定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- ⑤いじめ問題の重大性を全職員が認識し、学校全体で対応する。

（2）人権教育の充実

- ①いじめは当事者間だけの問題ではなく、集団として解決していく課題であることを伝え、「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを指導する。
- ②一人一人の違い（多様性、価値観）を互いに認め合えるよう指導する。
- ③人権擁護委員や人権講師による人権教室等を開催し、様々な人の思いに触れる。

（3）保護者との連携

- ①子どもの成長した姿や活躍した姿、さらに伸ばしたい点等について日頃から保護者に伝え、子どもの状況を共有する。
- ②学級PTAや学級通信等で、学校のいじめ防止の取組を周知し、いじめ問題への意識を高める。全教職員が、保護者等にたいして、本校の「いじめ防止基本方針」の概要を分かりやすい言葉で説明できるようにする。（以下を参照）
「いじめ防止基本方針」について…「いじめの未然防止のための取り組みや、いじめが起きた時の対応について学校ごとに定めているものです。いじめの防止や早期発見のために、子ども達の人権感覚を育んだり、アンケートを実施したりといった取り組みをすると同時に、いじめが起きてしまったときにはいじめを受けた子どもを守ることを最優先に、いじめ対策委員会を開き、警察などの外部機関と連携しながら、学校全体で解決に向けて取り組むことが定められています。」

Ⅱ いじめの未然防止について

1 学級経営の充実

- (1) 教師が率先して子どもに対する温かな言葉をかけ、受容的、共感的態度を示し、その上で、子ども同士も受容的、共感的態度で人に接することが出来るような活動を仕組むことにより、一人ひとりの良さが発揮され、互いを思いやり、認め合い、自他を尊重する学級風土づくりをする。
- (2) 子どもの自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。(名前の呼び方、正しい言葉遣い 等)
- (3) 「生活・総合」の充実により、「子ども達が進んで課題をもち、ともににかかわり合って、課題解決を図り、新たな価値を創造していく」経験を積み重ねる。
- (4) 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- (5) 週一回の学級づくりの時間(ふれあいタイム)で教師と児童が十分に触れ合える活動を行ったり、児童と個別に話をしたりする時間を確保する。また、児童の実態を2ヶ月に1回のアンケート調査や欠席・遅刻・早退の日数等により把握する。
- (6) 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

2 一人一人を大切にしたいわかる授業

- (1) 「楽しい授業」「わかる授業」を通して、子ども達の学び合いを保障する。発言や集団への関わりに消極的な児童もいるので、教師が適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。そうした活動や取り組みを通して、温かで好ましい人間関係を結び、学校・学級としての連帯感の高揚や、集団への所属感の深化を図る。
- (2) その教科でつける力とともに、「コミュニケーション能力および、問題解決能力」の育成にも力を入れることとする。
- (3) コミュニケーション能力育成のため、ペア・グループ学習などの「言語活動」を重視した学習指導をすべての教科で取り組む。
- (4) 問題解決能力育成のため、ねらいの明確化を図るとともに、「子どもの問いから始まる学び」となるような授業づくりを推進する。また、振り返り等において、仲間とともに学ぶことのよさを意識できるよう工夫する。

3 心の教育を重視した取り組み(人権教育・道徳教育の充実)

- (1) 道徳の時間においては、「自分自身に関する内容」や「自分と他者とのかかわりについての内容」についての授業の中で、友だちとの関わり方やいじめについて考える授業を計画的に行う。
- (2) 「いじめは許されない」「いじめ傍観者もいじめる側」という意識を育てる。
- (3) 集団の秩序を守る規範意識を育てる。
- (4) 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- (5) 「SOS の出し方に関する教育」を実施する。

4 学級活動における指導

- (1) 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- (2) 学級内のコミュニケーションを活性化し、社会性を育てる学習をする。
- (3) 人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を学習する。

5 情報モラル教育の充実

- (1) 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 毎月、情報モラル教育の時間を確保し、情報モラル教育の充実を図る。
- (3) 学級懇談会や PTA 学習会を行い、フィルタリングの活用や SNS によるいじめ等について、保護者への啓発を行う。

6 学校行事での配慮事項

- (1) 行事の企画段階で、「子ども達が取り組むことで、達成感や感動、人間関係の深化が得られるか」という視点から計画を確認する。特に、コミュニケーション能力および、問題解決能力の育成が図られるよう留意する。
- (2) 評価(反省)においても、上記視点による評価も行い、改善を図っていく。
- (3) 子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画・実施する。

7 児童会活動での取組

- (1) 「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が出来る場として、児童会活動が、自尊感情や自己有用感を感じられるものになることをねらって、児童会活動を実施していく。
- (2) 姉妹学級・縦割り班活動等、異年齢児童交流に計画的に取り組む。
- (3) なかよし月間における児童会企画に計画的に取り組む。
- (4) 子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめる。

Ⅲ いじめの早期発見について

1 日々の児童観察による発見

- (1) 担任だけでなく、子どもに関わるすべての職員が、発見に心がける。
 - ①【いじめられている児童の早期発見のための 学校でのチェックポイント】
 - ・机を離す ロッカーや靴箱の様子 はやしたてる ものを配るときに避ける
 - ・仲間はずれにする 給食の配膳の差 そうじでいつも同じ分担をさせる
 - ・ものが無くなる・壊される 表情 あいさつや声の大きさ 泣いている 等
 - ②【いじめている児童についてのチェックポイント】
 - ・不思議な遊びをしている 意味なく笑ったりニヤニヤしたりしている 等
- (2) 他の教職員は、気にかかる行為等を見かけた時には、すぐに、該当担任等に伝える。

2 「いじめアンケート」・個別面談による発見

- (1) 年6回以上行う「いじめアンケート」(された・みた)と、その後の個別面談の中で、いえなかったいじめの発見に心がける。
- (2) 学期に1回以上相談の日を設定し、担任や担任以外でもお話できる関係作りを行う。

3 直接の訴えによる発見

- (1) 本人の日記、直接の訴え、または、保護者からの訴えがあった場合には、教職員個人が「たいしたことないだろう」となどと判断せず、素早く報告し、事実関係についての聞き取りをするなど、誠実に対応する。
- (2) 級友からの情報の場合は、些細なことであっても、情報提供児童の保護も考慮に入れながら、「情報提供してよかった」と子どもが感じられるような対応に心がける。

4 訴えやすい、情報提供しやすい環境づくり

- (1) いじめを訴えることは人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- (2) 担任だけでなく、どの先生にも困っていることを話せるよう指導する。
- (3) 職員は、希望があれば、すべての子どもの相談に乗るようにする。
- (4) 校長は、校長講話等で、困ったら相談しよう子ども・PTAに発信する。
- (5) 学校の電話番号や代表アドレス、校内各担当による相談窓口、育ちあいちの等について周知し、様々な方法で相談できることを伝える。

5 職員相互の情報交換

- (1) 日々の様子の観察のうち、「いじめを疑われる」または「いじめに発展するおそれのある」事案について、その日のうちに情報共有したり、学年会で相談したりする。
- (2) 学年主任は、教務会において報告する。

6 保護者や地域からの情報提供

- (1) 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立った上で、家庭と連携して、いじめの問題に対処していく。
- (2) 相談窓口(学校、保健室、CS 委員会、育ちあいちの等)を年度当初の学校だよりで周知する。
- (3) 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

IV いじめ発生時の対応について

- 事実の確認は、複数の職員で丁寧に行う。事実関係を確かめるために行う聞き取りは、個別に行うことを原則とし、内容を正確に記録して適切な報告・連絡・相談に備える。
- 事案は、全て、校内いじめ対応委員会でいじめか否かを判断し、いじめと判断した場合は、教育委員会に報告し、連携のもとに迅速に対応する。職員一人が抱え込む事なく学校全体で組織としての対応にあたる。個人情報の扱いについて十分に配慮しながら、正確な情報公開と説明責任を果たすよう誠意ある対応に努める。

1 早期対応のための取組

- (1) 第一に、いじめられた児童の身の安全と安心を最優先に図る。つらさを十分に受け止め、親身に対応し、秘密厳守、心のケアなども図りながら、全力で守りとおす姿勢で対応する。
- (2) 児童間のトラブルに関して、「いじめ」に該当するかどうか、また、どのような対応をしていくかは、校内いじめ対応委員会で速やかに確認・判断する。記録を残し、職員間で情報共有する。
- (3) 早期対応は、チーム指導体制を組んで行う。
 - ①決して、一人で対応しない。学年主任、係、場合によって、校長、教頭に相談する。
 - ②保護者への連絡についても、必要によりチームで連携して行う。
 - ③心の傷が深いと予想される場合、手が出ている場合、あざやけがある場合、あまりにも事実の主張に食い違いが大きい場合など、重大であったり複雑であったりする場合には、教頭に報告し、すぐに応援を求める。
- (4) 家庭との連携
 - ①いじめられた児童の保護者への連絡については、事実が不確定な場合でも、家庭訪問などにより、その日のうちに事実関係を伝えとともに、守り通すことを伝え、今後の対応についての合意形成を図る。
 - ②いじめた児童の保護者への連絡については、事実が明らかになった時点で、迅速かつ正確に説明し、解決に向けての取り組み方針について理解を得られるようにする。
- (5) いじめられた児童に対し心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したかどうかについては、教職員個人ではなく「いじめ対策委員会」において、児童の状況等を検討した上で、校長が判断する。また、解決した後も、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (5) いじめの問題の解決のために、PTA（保護者）や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- (6) 自殺予告等への対応については、最悪の場合を想定し、児童の安全第一の方針で臨むことを確認。緊急の電話連絡、全校集会、児童へのアンケート、教育相談等を実施し、いじめの実態と心配される児童の把握に努め、自殺の未然防止といじめにつながる恐れのある問題の解決にあたる。
- (7) インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

2 いじめへの対応の基本的な流れ（フローは別紙参照）

- (1) いじめの情報（気になる情報）のキャッチと報告
 - ・職員等から。保護者・子ども・地域等から。
 - ・当該学級担任 生徒指導主任 教頭 校長 市教育委員会などで情報をキャッチ。
- (2) 速やかに、いじめ対策委員会を招集（校長・教頭・子どもサポコ・生徒指導主任・担任・養護教諭）
 - ①情報収集および整理 ②指導体制・方針の検討（いつ・誰が・何を）
茅野市教育委員会への報告・相談（校長）
- (3) 緊急職員会 全校職員
 - ・情報の共有 ・指導方針の共通理解 ・校内的な取組および支援体制
- (4) 指導・対応
 - ・いじめられた児童・いじめた児童の保護者への説明。いじめられた児童への支援 いじめた児童への指導（学級担任、教頭、校長）
 - ・学級全体への指導（学級担任、子どもサポコ等）
 - ・PTA役員等への説明（校長、教頭）
 - ・報道機関への対応（校長、教頭）
 - ・SC、育ちあいのとの連携（子どもサポコ、教頭）
 - ・全校への対応（子どもサポコ、生徒指導主任）

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態発生時の対応

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに茅野市教育委員会に報告する。

(2) 対応

「いじめ防止基本方針」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ① 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ② 関係機関（教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- ③ 速やかに当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 事実関係を明確にするための調査および報告を行う

茅野市教育委員会と協議の上、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

<調査委員会の設置>

当該重大事態に応じて、学校は茅野市教育委員会と協議の上、調査委員会を設置する。

<留意事項>

調査方針についていじめを受けた児童および保護者に事前の説明をして理解を得る。

設置された組織を中心に事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、進んで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) 調査結果の報告

調査結果については、茅野市教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた適切な措置をとる。いじめを受けた児童および保護者に対しても事前に説明した方針に沿って、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) その他の留意事項

- ① いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ② 解決したと思われる後、定期的に保護者に学校の様子を報告する。また、児童や保護者、地域に不安や動揺が続く場合もあるので、関係機関（スクールカウンセラーや育ちあいの等）と連携し、心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すように努めていく。